

議事要旨(1) 特別目的会社専門委員会における検討状況について

冒頭に新井専門委員長より、特別目的会社（SPE）専門委員会では、平成 20 年 1 月に公表された公開草案「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針案」（以下「公開草案」）に対して寄せられたコメントを踏まえて文案を検討しているが、内容についての議論はすでに相当程度なされていることから、次回の企業会計基準委員会での議決を目指して進めていきたいと考えている旨の説明がなされ、秋葉主席研究員より、適用指針の修正文案を用いてその具体的な説明がなされた。

- ・ 公開草案に対して寄せられたコメントを踏まえ、他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合のうち、16 項(4)の要件の趣旨をより明確化するため、結論の背景を中心に説明を加えている。
- ・ このうち、「当該他の会社等との間で、通常取引として投融資を行っているもの以外の取引がほとんどないこと」という要件について、「ほとんどないこと」では厳しすぎるとのコメントが寄せられた一方で、専門委員会においては「当該他の会社等との間で、営業取引として行っている投融資以外の取引に重要性が乏しいこと」といった表現に修正した場合には意味が変わり、質的な解釈が入るため適当ではないという意見もあったことから、両方の意見を踏まえて、適切な表現を現在検討している。
- ・ また、公開草案で「当該他の会社等の事業の種類は、自己の事業の種類と明らかに異なるものであること」としていた要件は、新設分割や自己が主体となって他の会社等を設定したりすることにより、当該他の会社等において単に事業を移転したものとみなせるような場合には、営業取引としてではなく、自己と一体となった運営がなされる可能性が高いため、この点を強調することが適切と考え、「当該他の会社等は、自己の事業を単に移転したり自己に代わって行うものとはみなせないこと」と修正している。
- ・ 公開草案では、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用するものとしていたが、適用にあたっては実務上の受け入れ準備が必要であること等を考慮して、平成 20 年 10 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用することとしている。

これらの説明に対する委員等からの発言や事務局からの説明は、以下のとおりである。

- ・ 「当該他の会社等との間で、営業取引として行っている投融資以外の取引がほとんどないこと」という要件について、「ほとんどないこと」という要件はやはり厳しすぎるのではないかとの意見があり、これに対して事務局からは、具体的な文言については今後さらに検討するが、当該営業取引のために議決権を行使していても、投資先である他の会社等と一体となった運営がなされておらず、他の会社等の意思決定機関を支配する意図はないと判断できるような場合は、そもそもかなり限定的であるため広くはできない

いという意見が多い旨が回答された。

- 投資先である他の会社等との一体性が遮断されているかどうかの実質判断を行うことが最も肝心であるという趣旨をより強調し、結論の背景に記述すべきであるという意見があった。
- 適用開始時期を公開草案よりも半年遅らせる趣旨について質問があり、事務局からは、公開草案で適用開始時期とされていた4月1日をすでに過ぎていることや、実務上の受け入れ準備のための期間等を考慮した結果であるという回答がされた。

以 上